

熊本県公報

目次

| | | | |
|--|---|-----------|---|
| 告示 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四に基づく応急入院指定病院の指定 | (障害保健福祉課) | 一 |
| | 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第一条の三第五項の規定による公聴会の開催 | (自然保護課) | 二 |
| | 熊本県少年保護育成条例に基づく団体の指定の変更 | (県民生活総室) | 二 |
| | 生活保護法第四十九条の規定による医療機関等の指定 | (医務福祉課) | 二 |
| | 生活保護法による指定医療機関等の廃止 | (") | 二 |
| | 保安林の指定に関する予定 | (森林保全課) | 三 |
| " | " | (") | 四 |
| " | " | (") | 四 |
| " | " | (") | 四 |
| " | " | (") | 四 |
| " | " | (") | 五 |
| " | " | (") | 五 |
| " | " | (") | 六 |
| 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第二条第三項及び第五項の知事が定める額 | (人事課) | 六 | |
| 救急医療機関に関する認定 | (医務福祉課) | 七 | |
| 公 告 | | | |
| 土地改良区役員の退任及び就任 | (農村計画課) | 七 | |
| 土地改良区役員の退任 | (") | 八 | |
| " | (") | 八 | |

土地改良事業施行の適否決定

換地処分

宅地建物取引業法に関する公開の聴聞

熊本県立大学清掃作業委託に係る一般競争入札の実施

県営土地改良事業計画

宅地建物取引業法に関する公開の聴聞

県営土地改良事業計画変更

平成十四年度電子計算機用データ入力業務に係る一般競争入札の実施

換地処分

図書購入に係る一般競争入札の実施

換地計画の適否決定

登 載 依 頼

野生鳥獣保護管理検討委員会の会議の開催

上益城地域保健医療推進協議会の会議の開催 (野生鳥獣保護管理検討委員会) 一六

球磨地域保健医療推進協議会の会議の開催 (上益城地域保健医療推進協議会) 一六

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催 (球磨地域保健医療推進協議会) 一六

天草地域保健医療推進協議会の会議の開催 (天草地域保健医療推進協議会) 一七

阿蘇地域保健医療推進協議会の会議の開催 (阿蘇地域保健医療推進協議会) 一七

有明海自動車航送船組合平成十四年第一回定例会の招集 (阿蘇地域保健医療推進協議会) 一八

社会福祉審議会の会議の開催 (有明海自動車航送船組合) 一八

環境影響評価審査会の会議の開催 (社会福祉審議会) 一八

環境影響評価審査会の会議の開催 (環境影響評価審査会) 一九

告 示

熊本県告示第百二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三條の四に基づく応急入院指定病院として、次のとおり指定する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

| | | | | |
|------|----------|-------|-------------------|------------------------------|
| 経営種別 | 病院名 | 管理者名 | 所在地 | 指 定 期 間 |
| 医療法人 | 阿蘇やまなみ病院 | 高森 治生 | 阿蘇郡一の宮町 宮地一五の一 | 平成十四年二月一日から平成 十五年七月三十一日まで |

熊本県告示第百三三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ三第五項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

| | | |
|-------------------|----------------------------|---|
| 日 時 | 場 所 | 聴こうとする案件 |
| 平成十四年三月六日 午前十時 | 熊本県庁行政棟本 館十階第一共用会 議室 | 特定鳥獣保護管理計画の樹立に ついて メスジカの補猟禁止区域の変更 について |

熊本県告示第百四号

平成八年十月二十一日付け熊本県告示第六百八十一号（熊本県少年保護育成条例第九条第三項第二号の規定に基づく団体の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 団体の名称及び主たる事務所の所在地2中、「東京都港区芝五丁目十四の十七 白蘭ビル四階」を「東京都港区浜松町一の二十四 ユーデン浜松町ビル五階」に改める。

熊本県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

〔医科〕

| 指 定 番 号 | 医療機関名称 | 開 設 者 | 医療機関所在地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|-----------------|---------------|-------------------|----------------|
| 六〇一〇二二四 | 福満内科医院 | 福満 健一郎 | 八代市松江町二八八 | 平成十三年 十一月八日 |
| 六〇七〇〇七一 | 松永整形外科 リウマチ科 | 医療法人松永 会 | 山鹿市方保田三二四 二 | 平成十三年 十二月一日 |
| 六〇九〇〇五六 | 中野クリニツク | 医療法人社団 健誠会 | 菊池市大琳寺二七五 一 | 平成十四年 一月一日 |
| 六三七〇〇四三 | 桑原内科小児 科医院 | 医療法人社団 四知会 | 鹿本郡植木町岩野四 五七五 | 平成十三年 十二月一日 |
| 六四三〇〇一六 | 岸眼科 | 医療法人明厚 会 | 菊池郡泗水町豊水三 三八一 | 平成十四年 一月一日 |
| 六五九〇〇三四 | おがた整形外 科 | 医療法人福富 会 | 上益城郡益城町福富 八〇二二 | 平成十三年 十二月一日 |
| 六六九〇〇〇七 | 横田診療所 | 横田 三郎 | 八代郡泉村柿迫三二 八八一 | 平成十四年 一月一日 |
| 六九八〇〇一三 | 軍ヶ浦クリニ ック | 三島 隆 | 天草郡天草町大江七 一〇一 | 平成十四年 一月八日 |

〔薬局〕

| 指 定 番 号 | 薬局名称 | 開 設 者 | 薬局所在地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|---------------|---------------|--------------------|-----------------|
| 八六六 | ひばり薬局 | 有限会社ひば り薬局 | 八代市竹原町一六五 八一 | 平成十四年 一月一日 |
| 八六七 | 労災病院前調 剤薬局 | 株式会社下川 調剤 | 八代市竹原町一六五 八一 | 平成十三年 十二月一日 |
| 八六八 | ファミリー薬 局 | 中村 稔 | 阿蘇郡白水村中松二 八五〇一三 | 平成十三年 十一月十二日 |

熊本県告示第百六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

| 〔歯科〕 | | | | 〔医科〕 | | | |
|---------|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------------|------------------|
| 医療機関名称 | 開設者 | 医療機関所在地 | 廃止年月日 | 医療機関名称 | 開設者 | 医療機関所在地 | 廃止年月日 |
| 前田歯科診療所 | 前田 実 | 上益城郡嘉島町鯉二七二七 | 平成九年 二月二十五日 | 福満循環器科内科医 院 | 福満 昭二 | 八代市松江町二八八 | 平成十三年 十一月七日 |
| | | | | 松永整形外科リウマ チ科 | 松永 保英 | 山鹿市方保田字堤の下三二四 二 | 平成十三年 十一月三十日 |
| | | | | 中野クリニック | 中野 猛彦 | 菊池市大琳寺二七五一 | 平成十三年 十二月三十一日 |
| | | | | 桑原内科小児科医院 | 桑原 哲郎 | 鹿本郡植木町岩野四五七―五 | 平成十三年 十一月三十日 |
| | | | | 岸眼科 | 岸 厚至 | 菊池郡泗水町豊水三三八八 | 平成十三年 十二月三十一日 |
| | | | | 金田医院 | 金田 武昭 | 菊池郡大津町室一五八 | 平成十三年 十二月二十八日 |
| | | | | おがた整形外科 | 緒方 博司 | 上益城郡益城町福富字前畑八 〇一―二 | 平成十三年 十一月三十日 |
| | | | | 横田診療所 | 横田 三郎 | 八代郡泉村大字栗木五八―四 | 平成十三年 十二月三十一日 |
| | | | | 永田医院 | 永田 静一郎 | 球磨郡湯前町下村三二二八 | 平成十三年 十一月三十一日 |
| | | | | やまうち医院 | 医療法人社団愛 天会 | 天草郡松島町阿村三九六―二 | 平成十三年 十月十六日 |
| 〔薬局〕 | | | | 〔医科〕 | | | |
| 薬局名称 | 開設者 | 薬局所在地 | 廃止年月日 | 医療機関名称 | 開設者 | 医療機関所在地 | 廃止年月日 |
| 大島薬局 | 大島 禎倫 | 八代市大村町六四九―九 | 平成十三年 十二月一日 | 前田歯科診療所 | 前田 実 | 上益城郡嘉島町鯉二七二七 | 平成九年 二月二十五日 |
| ファミリー薬局 | 有限会社ナカム ラファーマシー | 阿蘇郡白水村中松二八五〇― 二 | 平成十三年 十一月十一日 | | | | |

熊本県告示第七号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字鶴七六七〇
 指定の目的 落石の危険の防止
 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 1) 主伐は、伐採による。
 2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 二 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字西大川内二二四の九、二二四の二三、二二四の一四、二二四の二六
 指定の目的 落石の危険の防止
 指定施業要件

- (三) 1 立木の伐採の方法
 1) 主伐は、択伐による。

- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 三 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字山田丙字平原七〇九
 指定の目的 落石の危険の防止
 指定施業要件

- (三) 1 立木の伐採の方法
 1) 主伐は、択伐による。

- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 四 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲字俣口一八四〇の二

- 四 (二) 指定の目的 落石の危険の防止
- (三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- 1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第百八号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県牛深市二浦町亀浦字横渡二一七七の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに牛深市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第百九号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡松島町大字合津字志賀間四一四、四二二、四一五一、四一五三、四一五四、字下御所河内四三三〇の一
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、伐採による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに松島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第百十号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡龍ヶ岳町大字大道字下寿ヶ嶽三三六二の一、三三六二の三、三三六四、三三六五、三三六六の一、三三六九の一、三三七二の一、三三七三の一、三三七三の三、三三七四から三三七六まで、三三七七の一、三三七七の三、三三七八の一、三三七八の三、三三八〇、三三八一、三三八九、字馬転四〇一三
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下寿ヶ嶽三三六二の一・三三六四・三三六五・三三六六の一・三三六九の一・三三七二の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三三八九
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに龍ヶ岳町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第百十一号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字新合字大椎三〇四九の一、三〇五四の三、三〇五四の七、字普現山三〇五五の一、三〇五九、字榎造三一九九、三三〇三、三三〇五、三三〇六の一、三三〇六の二、三三〇七、三三一一〇、三三一一一、三三一一四、三三一一五の一、三三一一六、三三一一七、字大木場二九〇六の一、二九〇七、二九〇八、二九〇八の一、二九〇九、二九一三、二九一四、二九一五の一、二九一七の一、二九一八、二九二〇、二九二一、二九二四の二、二九二六、二九二七の一、二九二七の二、二九二八、字水汲川二九三三の一、二九五六の二、字暮白二八七七の一、二八七七の三、二八七八、二八八三、字宇附平三〇九一の二、字角石三〇九一、三〇九三、字黒光三二〇の一、三三二一の一、三三二二の一、三三二三、三三二四、三三二八
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字大椎三〇四九の一、三〇五四の三（次の図に示す部分に限る。）、三〇五四の七、字普現山三〇五五の一・字大木場二九二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九二一、二九二六、二九二七の二、二九二八、字水汲川二九三三の一・字暮石二八七七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八七八、字角石三〇九一・三〇九三・字黒光三二二一の一・三三二二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第百十二号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字久留字石橋二五七八の一、二五九一、二六〇〇の一、二六〇〇の二、二六一〇
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字石橋二六〇〇の一、二六〇〇の二、二六一〇
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字宮野河内字集田三一七八の二
- (三) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字集田三一七八の二（次の図に示す部分に限る。）
 (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字河浦字妙見九八五、九八七の

- 一、九八八の一、九八九、九九三
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字妙見九八七の一・九八八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字河浦字中山五二四の三、五三〇、五三二、字大平四一七の一、四二七八の一、四一七八の一、四一八〇の一、四一八〇の二、四一八一の一、四一八一の二、四一八二、四一八六、四一八八の一、四一八八の二、四一九一、四一九三、四一九九、四二〇〇、四二〇二、四二〇三の一、四二〇三の二、四二〇四の一、四二〇四の二、四二二五の一、四二二五の三、四二二八、四二二三の一、四二二三の二、四二二三の三、四二三八、四二四〇、四二四二、四二四七、四二五〇の一、四二五〇の二

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中山五二四の三(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第百十三号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十条の二の規定により告示する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字崎津字向山一三二〇
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (三)(二)(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、伐採による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字宮野河内字上原一九、二二の三、一三八

(三)(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- (一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第百十四号

平成四年七月十七日熊本県告示第百十三号の一部を改正し、平成十三年四月一日以降の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用する。ただし、同日前の期間に係る補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 最低限度額 | 最高限度額 |
|--------|---------|
| 四、三三八円 | 一三、〇五〇円 |
| 五、三七五円 | 一三、〇五〇円 |
| 六、二七四円 | 一三、四六八円 |
| 七、〇〇三円 | 一六、二九九円 |
| 七、三七四円 | 一八、七三〇円 |
| 七、五二二円 | 二一、一一一円 |
| 七、六三二円 | 二二、七八一円 |
| 七、三三五円 | 二四、三二二円 |
| 六、四〇二円 | 二三、三四〇円 |
| 四、四七六円 | 一九、三五四円 |
| 四、二六〇円 | 一四、七五七円 |
| 四、二六〇円 | 一三、〇五〇円 |

を

| 最低限度額 | 最高限度額 |
|--------|---------|
| 四、三三七円 | 一三、三六一円 |
| 五、三四七円 | 一三、三六一円 |
| 六、二一六円 | 一三、四〇五円 |
| 七、〇五七円 | 一六、八四五円 |
| 七、四七三円 | 一九、三四九円 |
| 七、五一七円 | 二一、六八六円 |
| 七、四三三円 | 二二、八三六円 |
| 七、二〇五円 | 二四、五四四円 |
| 六、六三二円 | 二四、一六八円 |
| 四、五三七円 | 二〇、八二六円 |
| 四、二七〇円 | 一五、二八三円 |
| 四、二七〇円 | 一三、三六一円 |

に改め

熊本県告示第百十五号
 次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に定める救急医療機関に認定したので、同令第二条の規定により告示する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 期 間 |
|--------------------------|---------------|--------------------------|
| 救急医療機関 国保水俣市立総合医療センター | 水俣市天神町一丁目二番一号 | 平成十四年二月十二日から平成十七年二月十一日まで |
| 医療法人岡部病院 | 水俣市桜井町三丁目三番三号 | 平成十四年二月十二日から平成十七年二月十一日まで |

公 告

熊本県公告第七十三号

下益城郡砥用町砥用西台地土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

退任

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|------|---------------------|
| 理事 | 山本重利 | 下益城郡砥用町大字柏川九五五番地 |
| " | 林田克己 | 下益城郡砥用町大字永富二四三一番地 |
| " | 三浦和紀 | 下益城郡砥用町大字三加三六八二番地 |
| " | 吉田正昭 | 下益城郡砥用町大字石野五六四番地 |
| " | 津川二男 | 下益城郡砥用町大字石野八五六番地 |
| " | 福岡寅男 | 下益城郡砥用町大字石野二九番地 |
| " | 篠原健一 | 下益城郡砥用町大字清水一六一九番地 |
| " | 永田末廣 | 下益城郡砥用町大字清水一四四番地 |
| " | 池永篤良 | 下益城郡砥用町大字栗崎二四四番地 |
| " | 平野孝二 | 下益城郡砥用町大字栗崎二二八四番地 |
| " | 安田俊一 | 下益城郡砥用町大字三和七〇六番地 |
| " | 松永謙蔵 | 下益城郡砥用町大字二和田一七三の一番地 |
| " | 井上秋雄 | 下益城郡砥用町大字名越谷一三六三番地 |
| " | 有住峰生 | 下益城郡砥用町大字三加四九一番地 |
| " | 永平俊記 | 下益城郡砥用町大字三加一六六三番地 |
| " | 緒方充 | 下益城郡砥用町大字大窪六九八番地 |
| " | 東田昭敏 | 下益城郡砥用町大字名越谷一三六七番地 |
| " | 立田則雄 | 下益城郡砥用町大字永富三二一番地 |
| " | 山本清 | 下益城郡砥用町大字清水一〇一六番地 |
| " | 篠原一義 | 下益城郡砥用町大字清水一〇一六番地 |

就任

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|------|-------------------|
| 理事 | 林田克己 | 下益城郡砥用町大字永富二四三一番地 |
| " | 篠原健一 | 下益城郡砥用町大字清水一六一九番地 |

| | | |
|----|-------|------------------------|
| 理事 | 中嶋 健介 | 下益城郡砥用町大字大窪八一一番地 |
| " | 津田 誠吉 | 下益城郡砥用町大字柏川一〇九六番地 |
| " | 吉田 正昭 | 下益城郡砥用町大字石野五六四番地 |
| " | 津川 二男 | 下益城郡砥用町大字石野八五六番地 |
| " | 福岡 寅男 | 下益城郡砥用町大字石野二九番地 |
| " | 永田 末廣 | 下益城郡砥用町大字清水一八番地 |
| " | 池田 建次 | 下益城郡砥用町大字栗崎二六九番地 |
| " | 松永 光博 | 下益城郡砥用町大字栗崎二九六番地 |
| " | 井上 猛敏 | 下益城郡砥用町大字三和六一八番地 |
| " | 河田 道行 | 下益城郡砥用町大字二和田一〇六三番地の一番地 |
| " | 平井 憲一 | 下益城郡砥用町大字名越谷一九六〇番地 |
| " | 藤田 鶴久 | 下益城郡砥用町大字名越谷一四七二番地 |
| " | 永平 俊記 | 下益城郡砥用町大字三加四九一番地 |
| " | 緒方 勉 | 下益城郡砥用町大字三加一四一七番地 |
| " | 三浦 幸男 | 下益城郡砥用町大字三加三六一五番地 |
| " | 善積 邦昭 | 下益城郡砥用町大字名越谷八三七番地 |
| " | 山本 清昭 | 下益城郡砥用町大字永富三二一番地 |
| " | 工藤 英治 | 下益城郡砥用町大字清水二二七番地 |

熊本県公告第七十四号

鹿本郡鹿北町鹿北土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

退任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 |
|-----|------|------------------|
| 理事 | 堤 清高 | 鹿本郡鹿北町大字岩野三七〇一番地 |

熊本県公告第七十五号

球磨郡湯前町幸野溝土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

| 退任 | | |
|-----|-------|----------------|
| 役職名 | 氏名 | 住 所 |
| 理事 | 藤原 正道 | 球磨郡上村大字上一四五四番地 |

熊本県公告第七十六号

山鹿市山鹿市土地改良区理事長河村修から土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成十四年一月三十日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧期間

平成十四年二月十二日から
平成十四年三月十一日まで

二 縦覧場所

山鹿市役所

三 縦覧に供する書類の名称

山鹿市土地改良区事務所
坂田地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し

熊本県公告第七十七号

山鹿市山鹿市土地改良区理事長河村修から土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成十四年一月三十日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 縦覧期間

平成十四年二月十二日から
平成十四年三月十一日まで

二 縦覧場所

山鹿市役所

山鹿市土地改良区事務所

三 縦覧に供する書類の名称

名塚地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し

熊本県公告第七十八号

国営川辺川地区第二工区（熊山団地）土地改良事業（区画整理・農地造成）施行に係る換地処分を行った。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第七十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の第十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 聴聞の日時

平成十四年三月六日 午後三時

二 聴聞の場所

熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十一階第一共用会議室

三 被聴聞者

事務所所在地 菊池市西寺字北園一四一八一三

商号又は名称 タツクス

代表者氏名 高木 安昭

免許証番号 熊本県知事（三）第三五六一号

免許年月日 平成十年十二月二十四日

熊本県公告第八十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、

同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の第十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 聴聞の日時

平成十四年三月六日 午後二時

二 聴聞の場所

熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十一階第一共用会議室

三 被聴聞者

住所 菊池市大字隈府一七〇〇一六

氏名 高木 郁子

登録番号（熊本）第六〇四二号

登録年月日 平成七年七月三十一日

熊本県公告第八十一号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 競争入札に付する事項

1 購入等件名及び数量

熊本県立大学清掃作業 一式

2 特定役務件名の特質等

入札説明書による。

3 履行期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

4 履行場所

熊本県立大学校舎等及びその敷地

熊本県立大学第二グラウンド及びその付属施設

5 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額

の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次のいずれにも該当する者は、入札参加資格を有するものとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者

2 過去三年間に年間の日常清掃総面積が建物の延床面積で三万平方メートル以上の清掃実績がある者

3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による各都道府県の建築物環境衛生管理事業の建築物清掃業又は建築物環境衛生一般管理業に登録があること。

三 入札参加資格を得るための申請方法及び時期

1 申請の方法
県が指定する一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を直接又は郵便により提出するものとする。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならぬ。

2 申請書類の入手又は提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県立大学事務局会計課

郵便番号八六二一八五〇二 熊本市月出三丁目一番一〇〇号

電話番号〇九六一三八三二九二九 内線二三三〇

3 申請書類の受付期間

平成十四年二月八日から同年二月二十八日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格確認が入札に間に合わない場合がある。

4 確認結果の通知

資格確認結果通知書を郵便により送付する。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

熊本県立大学事務局会計課

郵便番号八六二一八五〇二 熊本市月出三丁目一番一〇〇号

電話番号〇九六一三八三二九二九 内線二三三〇

2 入札説明書の交付方法

熊本県立大学事務局会計課において随時交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十四年三月八日 午後二時 熊本県立大学管理棟二階大会議室
入札・開札の日時及び場所

平成十四年三月二十日 午後二時 熊本県立大学管理棟二階大会議室

郵便による入札書の提出期限

熊本県立大学事務局会計課へ郵便書留により提出するものとし、平成十四年三月十九日午後五時十五分までに必着のこと。

6 入札事務を担当する部局の名称

熊本県立大学事務局会計課

郵便番号八六二一八五〇二 熊本市月出三丁目一番一〇〇号

電話番号〇九六一三八三二九二九 内線二三三〇

五 その他

1 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金

見積もつた契約金額の百分の五以上の金額（国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関の保証でも可）を平成十四年三月二十日午後二時までに納付すること。ただし、次の（一）又は（二）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、委託契約締結後還付する。

（一）入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

（二）入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じとする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

3 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額（国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関の保証でも可）を納付すること。ただし、次の（一）又は（二）

- のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (一) 契約の相手方が契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (二) 契約の相手方が過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- 4 入札の無効
- (一) 次の(一)から(十)のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (二) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (三) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (四) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札
- (五) 記名押印を欠く入札
- (六) 金額を訂正した入札
- (七) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (八) 明らかに連合によると認められる入札
- (九) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (十) 二以上の意思表示をした入札
- 5 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 6 最低制限価格
- 設定しない。
- 7 契約書作成の要否
- 8 この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Name and quantity of consignment
Cleaning work for Prefectural University of Kumamoto, 1set
- (2) Date and place of explanatory meeting for bidding
March 8th 2002, 2:00pm
Main meeting room, 2nd floor,
Administration building,
Prefectural University of Kumamoto
- (3) Date and place to submit bidding proposal
March 20th 2002, 2:00pm
Main meeting room, 2nd floor,
Administration building,
Prefectural University of Kumamoto
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail
March 19th 2002, 5:15pm
- (5) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department concerned for this contract
Accounts section, Secretariat,
Prefectural University of Kumamoto
3-1-100 Tsukide, Kumamoto city.
〒 862-8502
Telephone 096-383-2929 Ext. 230

熊本県公告第八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営苓北地区(小松一工区)土地改良事業(区画整理)計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立てられたい。

平成十四年二月八日

- 一 縦覧に供する書類の名称
県営苓北地区（小松一工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年二月十二日から平成十四年三月十一日まで
- 三 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第八十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の第十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の日時
平成十四年二月二十七日 午後二時
- 二 聴聞の場所
熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 被聴聞者
事務所所在地 熊本市龍田町弓削七七〇―一
商号又は名称 さくら地所
代表者氏名 西村 節蔵
免許証番号 熊本県知事（一）第四〇四八号
免許年月日 平成十年六月二十三日

熊本県公告第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営富合地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営富合地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年二月十二日から平成十四年三月十一日まで
- 三 縦覧場所
宇土市役所
富合町役場

熊本県公告第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営南小川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営南小川地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十四年二月十二日から平成十四年三月十一日まで
- 三 縦覧場所
小川町役場

熊本県公告第八十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 競争入札に付する事項
 - 1 特定役務の名称及び数量
 - 一 電子計算機用データ入力業務（給与部門） 一式
 - 二 電子計算機用データ入力業務（総務部門） 一式

- 三 電子計算機用データ入力業務（税務部門） 一式
- 四 電子計算機用データ入力業務（福祉、衛生部門） 一式
- 五 電子計算機用データ入力業務（統計部門） 一式
- 六 電子計算機用データ入力業務（土木部門） 一式
- 七 電子計算機用データ入力業務（農林部門） 一式
- 2 特定役務の特質等
- 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間
- 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで
- 4 入札方法
- 一 一の1記載の特定役務の名称ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、データ一件当たりの単価とし、少数点第二位まで記載する。また、当該単価には、消費税等相当額を含まないものとする。
- 二 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和三十九年告示第四百二十号）の規定を準用する。
- 三 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。
- 二 入札参加資格
- 平成十三年四月二十三日熊本県告示第三百四十八号（平成十三年度情報システム等関連業務委託に係る一般競争入札の参加者の資格等のその他（データ入力業務））により、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 三 入札に参加できる者
- 二に掲げる入札参加資格を有する者で、仕様を満たすことを示す書類を平成十四年三月十三日午後五時十五分までに熊本県企画開発部情報企画課庶務班へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者
- 四 契約条項を示す場所等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 熊本県企画開発部情報企画課庶務班（熊本県庁行政棟新館九階）
郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
電話番号 〇九六一三八三一一一 内線三〇八二
- 2 入札説明書の交付
- 平成十四年二月九日から同年三月十九日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までの間に交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- 一 日時 平成十四年三月二十日 午後一時三十分
- 二 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟新館九階情報企画課OALROOM
- 4 入札書の提出方法
- 四の3の記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、四の1記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 五 入札に関する事務を担当する部局の名称
- 熊本県企画開発部情報企画課庶務班（熊本県庁行政棟新館九階）
郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
電話番号 〇九六一三八三一一一 内線三〇八二
- 六 その他
- 1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。
- 2 入札保証金
- 入札に参加しようとする者は、見積もつた単価に仕様書に記載する各名称ごとの予定件数を乗じて得た額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の百分の五以上の金額を四の3記載の入札の日時まで納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- 一 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- 二 入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 3 契約保証金
- 契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- 一 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- 二 過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたつて締結し、かつ、これらを

- すべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 4 無効の入札
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- 5 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- 6 最低制限価格
設定しない。
- 7 契約書作成の要否
要
- 8 その他詳細は、入札説明書による。
- 9 この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けず。
- 7 Summary
- 1 Name of consignment
Computer date entry
 - 2 Date and place to submit bidding proposal
March 20th 2002, 1:30p. m
OA room of Information and Planning Division.
Prefectural office of Kumamoto
 - 3 Deadline to submit bidding proposal by mail March 19th 2002
 - 4 Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
 - 5 Name of the department in charge of this contract
Information and Planning Division,
Department of Planning and Development,
Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city,
Kumamoto Prefecture, 862-8570,
Japan

Phone: 096-383-1111 Ex.: 3082

熊本県公告第八十七号

県営つてな台地地区（第二工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第八十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 競争入札に付する事項

- 1 調達物品及び数量 女性問題に関する図書 二、四七六冊
- 2 調達物品の仕様等 仕様書による
- 3 納入期限 平成十四年三月二十五日
- 4 納入場所 熊本市手取本町八番九号
くまもと県民交流館「情報ライブラリー」
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四に該当しない者
- 2 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和三十九年熊本県告示第三百八十六号）に基づく必要な資格を得ている者
- 三 契約条項を示す場所等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県環境生活部男女共同参画課事業推進班
電話 ○九六一三八三一一一一 内線七四二二

- 2 入札説明書の交付
 - (一) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - (二) 交付期限は、平成十四年二月十七日までとする。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十四年二月十八日 午前十一時から
 - (二) 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
熊本県庁舎本館十一階第二共用会議室
- 4 入札書の提出方法
 - 三の3記載の入札場所に、持参するものとする。
- 四 入札に関する事務を担当する部局の名称等
 - 三の1記載のとおりとする。
- 五 その他
 - 1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - 2 入札保証金
見積もった金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の百分の五以上の金額を三の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (一) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - (二) 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 3 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

 - (一) 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - (二) 過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項

- と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 4 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
 - 5 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - 6 最低制限価格
設定しない。
 - 7 契約書作成の要否
 - 8 その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第八十八号の二

砥用町長北川浩一郎から田中地区の換地計画認可申請があつたので、審査したところ、計画を適当と決定したから、次により関係書類を縦覧に供する。関係権利者で異議のあるものは縦覧期間満了後十五日以内に申し立てられたい。

平成十四年二月八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 縦覧期間 平成十四年二月九日から平成十四年二月二十八日まで
- 二 縦覧の場所 砥用町役場
- 三 縦覧に供する書類の名称
 - 1 換地設計書
 - 2 各筆換地明細書
 - 3 清算金明細書
 - 4 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登 載 依 頼

熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会公告第二号

熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

平成十四年二月八日

熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会

会長 西 岡 鐵 夫

一 開催日時

平成十四年二月十三日(水)

午後一時三十分から午後四時まで

二 開催場所

熊本県庁行政棟本館十階第二共用会議室

三 議題

1 特定鳥獣保護管理計画の樹立について

2 メスジカ捕獲禁止区域の設定について

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続き

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県環境生活部自然保護課野生鳥獣班

(電話〇九六―三八三―一一一 内線七四五八)

上益城地域保健医療推進協議会公告第三号

上益城地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

平成十四年二月八日

上益城郡地域保健医療推進協議会長

鬼 木 泰 博

一 開催日時

平成十四年二月十八日(月曜日)

午後二時から午後四時まで

二 開催場所

上益城郡御船町御船七九一番地

クレインパレス 二階イベントホール

三 議題

1 上益城地域保健医療計画の進捗状況について

2 上益城地域保健医療計画の見直しについて

3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ事務局の指示に従い、会場に入ることができる。

2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

上益城郡御船町辺田見四百番地

上益城地域保健医療推進協議会事務局(熊本県御船保健所総務企画課)

(電話〇九六―二八二―〇一六)

球磨地域保健医療推進協議会公告第一号

球磨地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成十四年二月八日

球磨地域保健医療推進協議会

会長 末 永 英 士

一 開催日時

平成十四年二月二十一日(木)

午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 開催場所

人吉市宝来町一三四〇―七

サンパレス平安閣

三 議題

- 1 球磨地域保健医療計画（第三次計画）の進捗について
 - 2 救急医療専門部会報告
 - 3 災害時等の医療の確保等について
 - 4 次期保健医療計画（第四次計画）策定に係る「検討委員」の選任等について
 - 5 その他
- 四 傍聴者の定員
十人
- 五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - 2 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 六 問い合わせ先
人吉市寺町十二番一号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務企画課）
（電話〇九六六―二二三一〇七）

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第二号

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

平成十四年二月八日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

会長 中村 矩 眞

一 開催日時

平成十四年二月二十二日（金）

午後一時三十分から午後二時三十分まで

二 開催場所

本渡市南新町九の二十二

本渡五和農協 二階会議室

三 議題

1 病院群輪番制病院運営事業の平成十三年度実績について

2 病院群輪番制病院運営事業の平成十四年度実施計画について

3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、受付を済ませ、入室する。

なお、受付は原則として先着順とし、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

本渡市今釜新町三五三〇

天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課）

（電話〇九六九―二二三一〇七）

天草地域保健医療推進協議会公告第三号

天草地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成十四年二月八日

天草地域保健医療推進協議会

一 開催日時

平成十四年二月二十二日（金）

午後三時から午後四時三十分まで

二 開催場所

本渡市南新町九の二十二

本渡五和農協 二階会議室

三 議題

1 会長・副会長の選出について

2 保健所事業の実施状況について

3 平成十三年度天草元気鳥計画の実施状況について

4 第二回救急医療専門部会からの報告について

5 熊本県保健医療計画骨子案について

6 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、受付を済ませ、入室する。

なお、受付は原則として先着順とし、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

本渡市今釜新町三五三〇

天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課）

(電話〇九六九一三三〇一七二)

阿蘇地域保健医療推進協議会公告第二号

阿蘇地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成十四年二月八日

阿蘇地域保健医療推進協議会

会長 児 玉 修

一 開催日時

平成十四年二月二十二日(金)

午後二時から午後四時まで

二 開催場所

阿蘇郡阿蘇町内牧二二八七

阿蘇プラザホテル2階草千里の間

三 議題

1 阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について

2 保健所の主要事業について

3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務

務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

阿蘇郡阿蘇町内牧二二〇四

阿蘇地域保健医療推進協議会事務局(熊本県阿蘇保健所総務企画課)

(電話〇九六七一三三〇五三五)

有明海自動車航送船組合告示第二号

有明海自動車航送船組合議会議会平成十四年第一回定例会を平成十四年二月十八日午後二時三十分長崎市に招集する。

平成十四年二月八日

有明海自動車航送船組合

管理者 長崎県知事 金子原二郎

熊本県社会福祉審議会公告第一号

熊本県社会福祉審議会の会議を次のとおり開催する。

平成十四年二月八日

熊本県社会福祉審議会

委員会 豊 島 律

一 開催日時

平成十四年二月二十五日(月)

午後三時から四時三十分まで

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺公園二十八番五十一号

熊本テルサ 三階 たい樹

三 議題(予定)

1 平成十三年度社会福祉関係主要事業について

2 平成十四年度社会福祉関係主要事業案について

3 各専門分科会の経過報告について

4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務

務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県社会福祉審議会事務局(熊本県健康福祉部健康福祉政策課政策班)

(電話〇九六一三八三一一一 内線 七〇一九)

熊本県環境影響評価審査会公告第八十七号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成十四年二月八日

熊本県環境影響評価審査会会長 今 江 正 知

一 開催日時

平成十四年二月十八日(月)

午後一時三十分から午後三時まで

二 開催場所

熊本市水前寺公園二十八番五十一号

熊本テルサ 三階「たい樹の間」

三 審議内容

廃棄物の最終処分場拡張工事に係る環境影響評価方法書(事業者・九州産廃株式会社)について

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県環境生活部環境政策課環境審査班

(電話〇九六―三八三―一一一)

平成十四年二月八日
熊本市印刷所
発行

印刷所
熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代
〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%